

岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）  
基本契約書（案）

令和8年7月

裾野市

## 目 次

第1条	(目的)	1
第2条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第3条	(事業の概要等)	1
第4条	(役割分担)	1
第5条	(設計施工共同企業体の組成)	2
第6条	(事業契約)	3
第7条	(施設整備業務)	3
第8条	(維持管理・運營業務)	4
第9条	(民間機能実施業務)	4
第10条	(再委託等)	4
第11条	(権利義務の譲渡の禁止)	4
第12条	(損害賠償)	4
第13条	(契約の終了)	5
第14条	(秘密保持等)	7
第15条	(管轄裁判所)	8
第16条	(誠実協議)	8

岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）（以下「本事業」という。）の実施に関し、裾野市（以下「本市」という。）と、●●グループの代表企業である●●並びにその他の構成企業である●●及び●●（以下、代表企業及びその他の構成企業を総称して「事業者」という。）は、次のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

なお、本基本契約における用語の定義は、本文中において特に明示する場合及び文脈上別意に解すべきことが明らかである場合を除き、実施要領に定めるところによる。

（目的）

第1条 本基本契約は、本市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 事業者は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 本市は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（事業の概要等）

第3条 本事業は、要求水準書等（本基本契約、事業契約（第7条（事業契約）第3項に定義する。以下同じ。）、要求水準書及び実施要領等並びに実施要領等に基づき提出された質問に対して本市が公表した回答結果等をいう。以下同じ。）に定める次の各号に掲げる業務その他これらに付随・関連する一切の業務により構成されるものとする。

- （1） 設計業務
- （2） 建設業務
- （3） 工事監理業務
- （4） 維持管理業務
- （5） 運營業務
- （6） 民間機能実施業務

2 本事業の日程（以下「事業日程」という。）は、要求水準書等及び事業提案書に定めるところとする。

3 事業者は、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本事業を履行しなければならない。

（役割分担）<sup>1</sup>

第4条 事業者を構成する各当事者（以下、当該当事者を呼称する場合には、それぞれ当該当事

---

<sup>1</sup> 提案における役割分担の内容に合わせて適宜調整することを想定しています。

者の役割名でいうものとする。)は、それぞれ本事業における役割を次のとおり担い、次項以下の規定に従い、本事業の事業期間において当該役割に基づき本市から委託を受け、又は請け負った各業務を遂行するとともに、他の当事者をして、当該当事者が担う役割に基づき委託を受け、又は請け負った各業務を遂行させるものとする。

(代表企業)

●●

(設計・建設企業)

代表者 ●●

その他構成員1 ●●

その他構成員2 ●●

その他構成員3 ●●

(維持管理・運営企業)

維持管理企業 ●●

運営企業 ●●

(民間機能実施企業)

民間機能実施企業 ●●

- 2 設計・建設企業は、本市から、本施設の設計・建設・工事監理に係る要求水準書等及び事業提案書に定める業務（以下、当該業務につき総称して「施設整備業務」といい、施設整備業務のうち、本施設の設計に関する業務を「設計業務」、本施設の建設に関する業務を「建設業務」、本施設の建設時の工事監理に関する業務を「工事監理業務」という。）の一切を一括して請け負い、●●が本施設の設計業務の一切を、●●が本施設の建設業務の一切を、●●が本施設の建設時の工事監理業務の一切を、それぞれ履行する。
- 3 維持管理・運営企業は、本市から、本施設の維持管理・運営に係る要求水準書等及び事業提案書に定める業務（以下、当該業務につき総称して「維持管理・運営業務」といい、維持管理・運営業務のうち、本施設の維持管理に関する業務を「維持管理業務」、本施設の運営に関する業務を「運営業務」という。）の一切を一括して受託し、維持管理企業が維持管理業務の一切を、運営企業が運営業務の一切を、それぞれ履行する。
- 4 民間機能実施企業は、本市から、本施設における民間機能の実施に係る要求水準書等及び事業提案書に定める業務（以下「民間機能実施業務」という。）の一切を一括して受託し、その一切を履行する。

(設計施工共同企業体の組成)

- 第5条 設計・建設企業は、施設整備業務を一括して請け負うにあたり、代表者、その他構成員1、その他構成員2及びその他構成員3からなる設計施工共同企業体の組成及び運営に関して設計施工共同企業体協定書を締結し、これを維持するものとする。なお、設計・建設企業は、当該協定書の写しにつき、その締結後直ちに本市に提出しなければならない。
- 2 前項の協定書の内容が変更された場合、設計・建設企業は、本市に対し、当該変更後速や

かに、変更後の協定書の写しその他の当該変更内容を証する書面を提出する。

(維持管理共同企業体の組成)

第6条 維持管理・運営企業は、維持管理・運營業務を一括して請け負うにあたり、維持管理企業及び運営企業からなる維持管理共同企業体の組成及び運営に関して維持管理共同企業体協定書を締結し、これを維持するものとする。なお、維持管理・運営企業は、当該協定書の写しにつき、その締結後直ちに本市に提出しなければならない。

- 2 前項の協定書の内容が変更された場合、維持管理・運営企業は、本市に対し、当該変更後速やかに、変更後の協定書の写しその他の当該変更内容を証する書面を提出する。

(事業契約)

第7条 設計・建設企業は、施設整備業務に関し、本市との間で、実施要領等により示された様式及び内容の賑わい拠点誘導施設及び立体駐車場に係る各工事請負契約書（以下併せて「設計・建設工事請負契約」という。）を、本基本契約と同日付で締結する。

- 2 維持管理・運営企業は、維持管理・運營業務に関し、本市との間で、実施要領等により示された様式及び内容の賑わい拠点誘導施設及び立体駐車場に係る各指定管理基本協定書（以下併せて「指定管理基本協定」といい、設計・建設工事請負契約及び指定管理基本協定を総称して「事業契約」という。）を、維持管理・運営開始日（第9条（維持管理・運營業務）第2項において定義する。）前の本市が合理的に定める日までに締結する。

- 3 民間機能実施企業は、民間機能実施業務に関し、その開始に先立ち、本市から、本市の定める条件による都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の規定に基づく管理許可（以下「本件管理許可」という。）を受ける。

(施設整備業務)

第8条 施設整備業務の概要は、要求水準書等及び事業提案書に定めるとおりとする。

- 2 設計・建設企業は、設計・建設工事請負契約の定めるところに従い、設計企業をして、設計・建設工事請負契約締結後速やかに設計等に着手させ、工事監理企業をして、建設工事の進捗に応じて工事監理を実施させ、建設企業をして、本施設を事業日程に定める引渡期限までに完成させ、本市への引渡しを完了するものとする。

- 3 設計・建設企業は、本施設の建設業務の開始日までに、必要に応じて本施設の引渡期限までの期間における本施設の建設用地に係る占有許可申請書及び使用料減免申請書を提出して、都市公園法第6条の規定に基づく占有許可を受けなければならない。なお、当該占有許可の使用料は免除とする。

- 4 設計・建設企業は、本施設の引渡後も、設計・建設工事請負契約の定めるところに従い、本施設の契約不適合責任を負担する。

- 5 前各項に規定するもののほか、施設整備業務の詳細は、設計・建設工事請負契約の定めるところに従うものとする。

(維持管理・運営業務)

第9条 維持管理・運営業務の概要は、要求水準書等及び事業提案書に定めるとおりとする。

- 2 維持管理・運営業務に係る業務遂行期間は、要求水準書等及び事業提案書に定める期間（以下「維持管理・運営期間」といい、その初日を「維持管理・運営開始日」という。）とし、本施設の維持管理を事業日程のとおり維持管理・運営開始日から開始し、令和20年12月31日に終了するものとする。
- 3 維持管理・運営企業は、維持管理・運営期間の全期間にわたり、要求水準書等及び事業提案書に記載された基準に従い、本施設の指定管理者として、本施設に係る維持管理・運営業務を遂行する。
- 4 維持管理・運営企業は、本施設に係る維持管理・運営業務を遂行するに当たり、賑わい拠点誘導施設及び立体駐車場の一体性の観点に留意し、両施設を効率的かつ効果的に維持管理及び運営しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、維持管理・運営業務の詳細は、指定管理基本協定書の定めるところに従うものとする。

(民間機能実施業務)

第10条 民間機能実施業務の概要は、要求水準書等及び事業提案書に定めるとおりとする。

- 2 民間機能実施業務に係る業務遂行期間は、要求水準書等及び事業提案書に定める期間（以下「民間機能実施期間」といい、その初日を「民間機能実施開始日」という。）とし、本施設における民間機能の実施を事業日程のとおり民間機能実施開始日から開始し、令和20年12月31日に終了するものとする。
- 3 民間機能実施企業は、民間機能実施期間の全期間にわたり、要求水準書等及び事業提案書に記載された基準に従い、本施設に係る民間機能実施業務を遂行する。
- 4 前三項に規定するもののほか、民間機能実施業務の詳細は、本件管理許可の定めるところに従うものとする。

(再委託等)

第11条 設計・建設企業、維持管理・運営企業及び民間機能実施企業は、第7条（事業契約）各項の規定に従って締結された各契約に基づき受託し、又は請け負った業務に関し、事業契約において別途定める場合を除き、第三者に再委託し又は下請けしてはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第12条 本市及び事業者は、相手方の書面による事前の承諾なく、本基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(損害賠償)

第 13 条 事業者のいずれかの当事者に係る事業契約に基づく本市に対する賠償義務については、事業契約において別段の定めがない限り、他の事業者も連帯して責任を負うものとし、本市は、事業者の全部に対して、本市が被った損害の範囲内において、その全額について賠償請求できるものとする。

(契約の終了)

第 14 条 本基本契約は、本基本契約の締結により法的効力を生じ、維持管理・運営期間の満了日の経過をもって終了する。

2 前項の規定にかかわらず、事業契約の全部が終了した場合、同日をもって本基本契約も終了するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、第 12 条（権利義務の譲渡の禁止）、第 13 条（損害賠償）、本条（契約の終了）本項、第 17 条（秘密保持等）、第 18 条（管轄裁判所）及び第 19 条（誠実協議）は、本基本契約の終了後も引き続き効力を有するものとする。なお、次条（談合等があった場合の解除）等に基づき本基本契約が解除された場合も同様とする。

(談合等があった場合の解除)

第 15 条 本事業に関して事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、本市は、何らの催告を要せずして事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者又は事業者が構成事業者である事業者団体（以下「事業者等」という。）に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間

を除く。)に公募手続(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 事業者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、本市は、何らの催告を要せずして事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 役員等(事業者の役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所・常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本項において同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 事業者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、本市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

3 事業者のいずれかが実施要領等において提示された参加資格の全部又は一部を喪失した場合において、本市及び事業者が相当期間協議してもなお本市が合理的に必要と認める措置が講じられる見込みがないと本市が判断したときは、本市は、何らの催告を要せずして事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(賠償額の予定)

第16条 事業者は、事業者のいずれかが前条(談合等があった場合の解除)第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当するときは、本市が事業契約の全部又は一部を解除するか否

かを問わず、違約金として、事業契約の契約金額（事業契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。
- 3 第1項の場合において、本市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、事業者は、その差額を本市の請求に基づき支払うものとする。かかる超過分の損害賠償義務についても、事業者は、連帯してこれを負担する。
- 4 事業契約において第1項と同一の趣旨に基づく違約金に係る規定がある場合、事業者は、当該規定にかかわらず、第1項の違約金を支払えば足りるものとする。

（秘密保持等）

第17条 本市及び事業者は、本基本契約及び本事業に関連して相手方から開示を受け、又は知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を、本事業の目的の範囲内においてのみ使用し、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示を受けた時点において既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた後、被開示者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
- (3) 開示を受けた時点において被開示者が既に正当に保有していた情報
- (4) 開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報
- (5) 被開示者が秘密情報を参照することなく独自に開発し、又は創出したことを書面により証明できる情報

- 3 本市及び事業者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その必要な範囲において秘密情報を開示することができる。この場合において、開示する当事者は、当該開示に先立って相手方に通知するよう努めるものとする。

- (1) 法令又は裁判所若しくは行政機関の命令・処分に基づき開示が義務付けられる場合
- (2) 本事業の遂行上必要な範囲で、下請負人、再委託先その他の関係者に対し、当該者に本条（秘密保持等）と同等の秘密保持義務を書面により課した上で開示する場合
- (3) 本事業に関与する弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに対し、当該者が法令上の守秘義務を負うことを確認した上で開示する場合

- 4 本市は、第1項の規定にかかわらず、本基本契約又は本事業に関して保有する情報について、裾野市情報公開条例（平成28年裾野市条例第8号）その他の本市の定める規程に従い、情報公開の手続を行うことができる。この場合において、本市は、開示請求に係る情報に事業者の秘密情報が含まれる可能性があるとき、開示決定に先立ち、合理的な期間内に事業者に対してその旨を通知するよう努めるものとする。

- 5 事業者は、本事業の業務の遂行に際して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、裾野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年裾野市条例第3号）その他の関係法令及び本市の定める規程を遵守し、適正に取り扱わな

ければならない。

- 6 事業者は、本条（秘密保持等）の規定に従って秘密情報を開示したその構成企業の役員、従業員、下請負人、再委託先及びアドバイザーその他の関係者（以下総称して「役員等」という。）に対し、本条（秘密保持等）に規定する義務と同等の義務を遵守させるための適切な措置を講じなければならない。事業者の役員等が本条（秘密保持等）の義務に違反した場合は、事業者が当該違反について責任を負うものとする。

（管轄裁判所）

第 18 条 本市及び事業者は、事業契約に関して生じた当事者間の紛争について、静岡地方裁判所（本庁）を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

（誠実協議）

第 19 条 本基本契約及び事業契約に定めのない事項について必要が生じた場合又は本基本契約及び事業契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、本市及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

（以下余白）

本基本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、本市と代表企業がそれぞれその1通を所持する。

なお、本基本契約は、その締結につき、次の特約条項を付して仮契約を締結し、別途本市及び設計・建設企業間で締結される設計・建設工事請負契約についての裾野市議会の議決をもって本契約に読み替える。

(特約条項条文)

本基本契約は、設計・建設工事請負契約が裾野市議会において議決された場合に本契約として成立するものとし、否決された場合には締結されなかったものとする。なお、裾野市議会において否決され、これに起因又は関連して事業者に損害が生じた場合においても、本市は一切その賠償の責を負わない。

令和●年●月●日

本市 静岡県裾野市佐野 1059 番地  
裾野市  
市長

事業者

(代表企業)

所在地  
商号  
代表者氏名

(設計・建設企業)

(代表者)

所在地  
商号  
代表者氏名

(その他構成員1)

所在地  
商号

代表者氏名

(その他構成員 2)

所在地

商号

代表者氏名

(その他構成員 3)

所在地

商号

代表者氏名

(維持管理・運営企業)

(維持管理企業)

所在地

商号

代表者氏名

(運営企業)

所在地

商号

代表者氏名

(民間機能実施企業)

所在地

商号

代表者氏名